

県庁生活衛生課です／市町責務との狭間で～限界集落への対応事例～

兵庫県健康福祉部生活衛生課です。

人口減少・高齢化社会における課題が叫ばれ続けて久しいところです。

地方自治体として、公平な住民サービスを届けなければならない一方で、将来にわたって行政サービスを継続していくためには合理的・効率的視点が必要になってきます。

水道事業に限る話ではありませんが、いわゆる限界集落への対応は、中小及び山間部に位置する自治体の大きな課題となっています。

▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼△▼

今号の話題

第10号 限界集落への対応事例

▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲▽▲

料金収入を原資とする水道事業では、当然のことながら供給コストを抑える効率的な水運用が良好な経営につながります。また、供給コストが大きくなったとしても、それに見合う分の収入が見込めれば、その影響も少なくなります。

限界集落は上記のどちらの条件も満たさない非効率な地域となります。

合理性・効率性だけを考えれば、その地域への給水を行わないという考えになります。公平な行政サービスの視点では、そうはいきません。

かといって、それら地域への給水自体が事業全体の経営を圧迫し、事業運営ができなくなるとは元も子もありません。限界集落を抱える水道事業者、特に住民と顔の見える関係性を築きやすい小規模事業者はその狭間で苦しんでいるのが現状です。

となると、限界集落への給水手法をどれだけ効率的に行うかが重要となってきます。

今回は、小規模水供給に係る研究等について、いくつか紹介させていただきます。

【給水車・小型貯水槽での代替手法】

昔から研究されている手法ですが、各戸への配水管、或いは水源・浄水場・配水施設の代替として、給水車による運搬で給水する手法です。

運搬経費（特に各戸までの距離）や、浄水場等を廃止できるかがコスト削減効果に大きく影響するとともに人員や給水車の整備、貯水槽を設ける場合は水質保持が課題となります。

【可搬式浄水装置の巡回による代替手法】

近年、様々なモデルの小型浄水装置が開発されているところですが、複数の浄水場に可搬式浄水装置を運搬して給水する方法です。

浄水処理施設の廃止を伴うことで、コスト削減効果は高くなりますが、施設の更新時期と浄水場間の移動が容易かつ近距離であること、また、限られた時間での浄水処理に必要な水量確保、装置の処理能力で対応できる原水水質であることが条件になってきます。

その他にも、水源や浄水場が離れている場合に、集落近傍に必要最小限の水源や処理施設を設置するといった、過去から検討されてきた手法もあります。通常、水道施設は長寿命化も視野に入れながら維持管理されているところですが、批判を承知で申し上げますと、限界集落では長寿命化を目指さない、維持管理コストを抑えるという発想も一つの考え方かと思われます。

小規模水道事業者の課題は全国共通の課題であり、技術革新や調査研究によって、さまざまな取組が進められています。聞いたことがある、一度検討したことがあるという理由で思考を停止することがないよう、常に最新の情報を届けられるように当課も取組んでいきたいと思っております。皆様におかれましても自らの水道システムや市町全体の施策を見据え、あらゆる情報を幅広く集めることを意識していただければ幸いです。

発行：兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

tel:078-362-3256

E-mail: seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

